

2024年11月11日

各位

会社名 サカタインクス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 上野 吉昭
(コード番号 4633 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 片山 耕
電話番号 03-5689-6601

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2024年11月11日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」という。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年12月3日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 128,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,597 円
(4) 処分総額	204,416,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 ESOP 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年11月11日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的とし、当社および当社子会社の一定の要件を満たす当社および当社子会社の社員(以下「社員」という。)を対象に、社員向け株式インセンティブ・プランとして株式交付信託制度(「株式交付信託」と称される仕組みを採用)の導入を決定しております。

本自己株式処分は、株式交付信託の導入に伴い、当社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する株式付与 ESOP 信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。)の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与 ESOP 信託口)に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に社員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.24%(小数点第3位を四捨五入、2024年6月30日現在の総議決権個数 498,944 個に対する割合 0.26%)となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い社員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、株式交付信託の概要については、2024年11月11日付で公表いたしました「社員向け株式交付信託制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	社員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	社員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社および当社子会社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	2024年11月28日(予定)
信託の期間	2024年11月28日～2027年5月31日(予定)
制度開始日	2025年1月1日(予定)
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日(2024年11月8日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,597円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、処分価額1,597円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均1,561円(円未満切捨)からの乖離率が2.31%、同直近3か月間の終値平均1,590円(円未満切捨)からの乖離率が0.44%、さらに同直近6か月間の終値平均1,671円(円未満切捨)からの乖離率が-4.43%となっております(乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入)。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、本日開催の取締役会に出席した監査役4名全員(うち社外監査役2名)は、上記処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上